

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2372号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955
発行人 渡辺 明：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>



霞が浦の帆船船(茨城県麻生町)

もくじ

情 随 政 情 活 政

報 想 策 報 動 策

- 医療制度改革試案を提示「厚生労働省」
- 医療制度改革試案に対する意見「全国町村会ほか」
- 都道府県別市町村数(平成十三年十月一日付)
- 学力向上や体験活動に力点
- 量入制出いるをはかりいづるをせいす「兵庫県津名郡一宮町長 上田 弘」
- 政策リーダー
- 「平成十四年度文部科学省予算概算要求重点施策(解説)」
- 「閑話休題」
- 政府の経済財政諮問会議
- は、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」の素案を発表したの二〇〇一年六月十一日であり、成案を閣議決定したのは六月十六日である。この間、関係者間で決着に向けて猛烈な折衝が行なわれたはずである。
- 全国の町村にとって見過ごすことができなかったのは、素案の段階では、構造改革七つの改革プログラムの「(六)地方自立・活性化プログラム」のなか、
- 都市と農山漁村の共生とい
- う一語がなかったことである。その末尾は「意欲と能力のある経営体に施策を集中する等により農林水産業の構造改革を推進することが重要である。」で結ばれていた。これが、停滞する産業にかわり新しい成長産業に経済資源を流していく構造改革の意味であるが、閣議決定版では、この後に、また、地方の活性化のために、都市と農山漁村の共生と対流、観光交流、おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保を通じ、「美しい日本」の維持、
- 創造を図ることが重要である。」という一文が加わった。
- この一文は、重要である。「都市と農山漁村の共生」とは、農山漁村の都市とは異なった価値の認識・尊重を、また、あまり聞かない「対流」とは農山漁村から都市への一方的な人口移動ではなく、都市から農山漁村へのUターン・イタウンの流れの重視を意味している。
- 気になるのは、交流を観光と結び付けている発想である。今では、「観光地」とは、人生で一度行ったら二度と行かないと
- うてよいところである。一
- 時豪華主義の観光旅行もあろうが、グリーン・ツーリズム、エコ・ツーリズム、ブルー・ツーリズムの時代である。交流は行きずりとは違い、出会いであり、相互に影響を与えあうことである。ここに経済資源を流すべきである。自然の豊かな生活空間の確保なしに、「美しい日本」の創造がないことも重要な指摘である。このような考え方を揺ぎない国民的合意とすべきである。
- (千葉大学教授・東京大学名誉教授 大森 彌)

●写真募集●
本誌用紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先:全国町村会・広報部

閑話休題
政府の経済財政諮問会議
は、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」の素案を発表したの二〇〇一年六月十一日であり、成案を閣議決定したのは六月十六日である。この間、関係者間で決着に向けて猛烈な折衝が行なわれたはずである。

全国の町村にとって見過ごすことができなかったのは、素案の段階では、構造改革七つの改革プログラムの「(六)地方自立・活性化プログラム」のなか、

都市と農山漁村の共生とい

う一語がなかったことである。その末尾は「意欲と能力のある経営体に施策を集中する等により農林水産業の構造改革を推進することが重要である。」で結ばれていた。これが、停滞する産業にかわり新しい成長産業に経済資源を流していく構造改革の意味であるが、閣議決定版では、この後に、また、地方の活性化のために、都市と農山漁村の共生と対流、観光交流、おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保を通じ、「美しい日本」の維持、

創造を図ることが重要である。」という一文が加わった。

この一文は、重要である。「都市と農山漁村の共生」とは、農山漁村の都市とは異なった価値の認識・尊重を、また、あまり聞かない「対流」とは農山漁村から都市への一方的な人口移動ではなく、都市から農山漁村へのUターン・イタウンの流れの重視を意味している。

気になるのは、交流を観光と結び付けている発想である。今では、「観光地」とは、人生で一度行ったら二度と行かないと

うてよいところである。一

時豪華主義の観光旅行もあろうが、グリーン・ツーリズム、エコ・ツーリズム、ブルー・ツーリズムの時代である。交流は行きずりとは違い、出会いであり、相互に影響を与えあうことである。ここに経済資源を流すべきである。自然の豊かな生活空間の確保なしに、「美しい日本」の創造がないことも重要な指摘である。このような考え方を揺ぎない国民的合意とすべきである。

(千葉大学教授・東京大学名誉教授 大森 彌)

医療制度改革試案を提示

厚生
労働省

厚生労働省は九月二十五日、平成十四年度医療制度改革試案をまとめ、政府・与党の社会保障改革協議会に提示した。健康保険組合などサラリーマン本人の医療費自己負担を二割から三割に引き上げ、診療を受けたときの自己負担を原則、七〇歳未満三割（三歳未満二割）、七〇～七四歳二割、七五歳以上一割とする。

診療報酬改定は、「最近の経済動向を勘案する」と引き下げ・据え置きを示唆。毎年度の老人医療費には高齢者数増加率と国内総生産を基準に上限を設け、超過した場合は診療報酬を調整、医療機関側に負担を求めるといふもの。

全国町村会と全国市長会及び国民健康保険中央会は試案について、安定した国民皆保険制度を維持していくため、かねてより求めていた医療保険制度の一本化、当面の方策として保険財政の一本化が具体化しておらず、逆に老人保健制度の対象年齢の引き上げという一本化の考えに逆行する案が示されていることは極めて遺憾であるとし、早急な再検討を強く要望する意見書を提出した。

厚生労働省は、試案を踏まえて十一月末までに改革案をまとめ来年の次期通常国会に関連法案を提出する予定である。

医療改革試案（概要）

少子高齢社会に対応した

医療制度の構築

第一 医療制度改革の基本方向

国民の生命と健康を支える医療制度は、年金制度と並ぶ社会保障の基

盤であり、これまで世界最高の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきたが、急速な少子高齢化、低迷する経済状況、医療技術の進歩、国民の意識の変化など医療を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした環境変化に対応し、良質な効率的な医療を国民が享受してい

けるようにするためには、保健医療システム、診療報酬体系、医療保険制度といった医療制度を構成する各システムを、大きく転換していかなければならない。

保健医療システムについては、健康づくり・疾病予防の推進を図るとともに、情報の開示、患者の選択の拡大、医療提供体制における機能分化・集約化等を進めることにより国民が安心・信頼できる質の高い医療サービスが効率的に提供される仕組みへと見直す。

こうした医療提供体制の構築に向け、診療報酬についても、基本に立ち返り、医療技術や医療機関の運営コストが適切に反映される診療報酬体系としていく。

医療保険制度については、国民皆保険を基本に、各制度・世代を通じた給付と負担の公平化を図るとともに、保険者の統合・再編成や規模の拡大など運営基盤を強化しつつ、持続可能で安定的な制度を構築する。

特に、高齢化の進展に伴いその重要度が増している高齢化医療制度については、急速に増大する老人医療費への対応が必要であり、世代間の公平な負担を実現するとともに、後期高齢者への施策の重点化・公費

負担の拡充を図ることにより、保険者にとって重圧となっている拠出金を縮減する。

また、高齢者医療制度と密接に関連する介護保険制度との関係について、その実施状況を踏まえつつ、両制度の整合性に留意し、将来の介護保険制度の見直しにあわせて検討を進める。

以上のような基本方向に向けて、当面する保険財政の破局を防ぐとともに、中長期的に持続可能な制度を確立するため、以下の事項を内容とする平成十四年度医療制度改革を進める。

第二 保健医療システムの改革

二十一世紀保健医療ビジョン

健康づくり、疾病予防の推進、健康寿命の延長、生活の質の向上を実現する健康づくり、疾病予防の取組みを推進するとともに、健康増進法（仮称）の制定など法的基盤の整備を含め、その推進方策を検討する。

医療提供体制の改革

「二十一世紀の医療提供の姿（概要）

（別添）参照

一、今後の我が国の医療の目指すべき姿

我が国医療の目指すべき将来像について幅広い合意を形成し、国民の視点に立って医療提供体制の改革を推進。

活 動

目指すべき将来像の合意形成

患者の選択の尊重と情報提供
質の高い効率的な医療提供体制
国民の安心のための基盤づくり

二、当面進めるべき施策

今後の医療の方向性を念頭に置きつつ施策を進めていくこととし、
当面、次のような課題に取り組みこ
ととする。

当面進めるべき施策

「根拠に基づく医療（EBM）」の
推進（平成十四年度より逐次実施）
医療のIT化の推進（電子カルテ）
（平成十三年度より逐次実施）
臨床研修必修化への対応（平成十
五年度結論）

全国町村会

全国市長会

国保中央会

医療制度改革試案に対する意見

1、全国市長会、全国町村会及び国民健康保険中央会は、社会経済の変化に即応しつつ、給付と負担の公平を図り、安定した国民皆保険制度を維持していくため、医療保険制度改革としてすべての国民を通ずる医療保険制度への一本化、当面の方策としての保険財政の一本化を主張してきたが、今回の改革試案においては、これが具体化しておらず、逆に老人保健制度の対象年齢の引上げという一本化の考え方に逆行する案が示されている。きわめて遺憾であ

広告規制の緩和（平成十三年度）

医療経営の近代化・効率化（平成十三年度）

医療安全対策の総合的推進（平成十四年度）

小児救急医療等の充実・確保（平成十四年度）

第三 持続可能で安定的な医療保険制度の構築

、医療保険制度の課題と平成十四年度医療制度改革

我が国の医療制度を取り巻く諸課題について、平成十四年度医療制度改革において取り組むとともに、高齢化がピークを迎える時期においても国民皆保険が安定的に運営され

るよう、保険者間の統合など医療保険制度の在り方について早急に検討を開始し、結論を得る。

、医療保険制度の改革

一、医療保険制度全体の給付の見直し（平成十四年度実施）

給付率の一元化

給付率を七割に統一
老人医療の対象者 九割
七〇～七四歳の者 八割
三歳未満の乳幼児 八割

高額療養費の見直し

自己負担限度額を引き上げ。（低所得者については据え置き）

全国市長会

国保中央会

3、今回の改革試案においては、具体的な措置の内容やこれによる影響が明らかでないため、その適否の検討すらできないものが多い。特に、

1で触れた老人保健制度の対象年齢の引上げは国民健康保険の運営に
とって重大な影響を及ぼすと考えられ、深刻な懸念を抱いているが、財政試算など具体的な事項が何ら明らかとなっていない。このことをはじめとしてその他財政安定化支援事業の見直しなど試案全般にわたりその具体的な内容を早急に明確にすべきである。今後、それらの状況に依りて、改革試案全体につき追加して意見を述べることとする。

薬剤一部負担金制度の廃止

一般制度に係る外来薬剤一部負担金制度の廃止。

二、保険料の見直し（平成十五年
度実施）

総報酬制の導入

平成十五年度に導入（厚生年金の同時実施）

政府管掌健康保険の保険料率の引上げ

総報酬制の導入にあわせて、保険収支が均衡するよう、保険料率を引き上げ。

三、国民健康保険制度の財政基盤の強化（平成十五年実施）

、高齢者医療制度改革

一、老人医療費の伸び率管理制度の導入（平成十四年度実施）

老人医療費の伸び率管理
制度の導入

経済の動向と大きく乖離しないよう老人医療費の伸び率目標を設定し、その範囲に抑制する枠組みを構築する。

二、対象年齢の見直し・公費負担の重点化（平成十四年度から五年間かけて段階的に実施）

対象年齢の引上げ

現行七〇歳から七五歳に段階的に引き上げ。

政 策

公費負担の重点化

現行三割から五割に段階的に引き上げ。
三、患者一部負担の見直し(平成十四年度実施)

患者一部負担割合の見直し

老人医療の対象者 一割負担
(一定以上の所得の者 一割負担)
七〇〜七四歳の者 二割負担

自己負担限度額の見直し等

自己負担限度額を引き上げ。
低所得者については据え置き。あわせて、対象者の範囲を拡大。

四、老人医療費拠出金の算定方法の見直し(平成十四年度実施)

診療報酬・薬価基準等の見直し

診療報酬については、患者の立場に立つたあるべき医療の姿を踏まえ、基本的な考え方の再検討を行い、基礎的な医療の充実を図るとともに、医療技術や医療機関の運営コストが適切に反映されるように体系的な見直しを進める。薬価基準の見直しを含め、一部については年度末までに結論を得る。

次期改定においては、上記の視点を踏まえつつ、最近の経済的動向、保険財政の状況等を勘案し、以下のような事項を中心に見直しを行う。

平成十四年度改定の課題

療養病床に係る報酬体系の見直しや長期入院に係る給付の在り方を見直し。

包括払いの拡大等支払い方式を見直し
生活習慣病等に対する生活指導の重視

医療技術の進歩等に対応した特定療養費制度の拡大
薬価や保険医療材料価格の適正化

二〇五円ルールの見直しなど医療事務の透明化
その他

一、保険者に関する規制緩和等

保険者による直接審査等

保険者自らが審査支払を行うこと及びその民間委託を可能とする。
(平成十三年度)

社会保険診療報酬支払基金の審査業務の在り方を見直し(平成十三年度より順次実施)

保険者と医療機関の契約

診療報酬に係る個別の契約を締結することを可能とする。(平成十四年度)

レセプト電算処理の推進

レセプト電算処理を容認する地域や医療機関を個別に指定する省令の廃止(平成十三年度)

二、パート労働者や派遣労働者に対する社会保険の適用

パート労働者に対する社会保険の適用の在り方について検討するとともに、派遣労働者の就労実態等を踏まえた措置を講じる。

三、徴収の一元化とレセプト審査の

改革

年金、医療、労働等の保険料徴収の一元化の準備を開始するとともに、レセプト審査の効率化等を進める。

(別添)

二十一世紀の医療提供の姿(概要)

一、我が国の医療提供体制の現状と課題

我が国の医療は、WHO(世界保健機関)の評価などにおいて、世界最高の健康水準を達成している。しかし、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化等を背景として、多くの課題も指摘されている。

二、我が国医療の目指すべき姿
我が国の医療提供体制について、

医療の目指すべき姿の実現

(将来像のイメージの概要)

- 1. 患者の選択の尊重と情報提供
患者の視点の尊重と自己責任
情報提供のための環境整備
- 2. 質の高い効率的な医療提供体制
質の高い効率的な医療の提供
医療の質の向上
- 3. 国民の安心のための基盤作り
地域医療の確保、医療の情報化等

一層質の高い効率的なものにしていくことが必要。このためには、医療関係者、医療を受ける患者をはじめとした国民全体で共有できる医療の将来像を形作っていくことが不可欠。

国民や関係者による活発な議論を通じて国民各層の幅広い合意に沿った医療提供の変革に資することを目的とし、医療の将来像のイメージを提示。

三、当面進めるべき施策

この今後の医療の方向性を念頭に置き、患者の視点を十分に踏まえつつ、総合的な取り組みを推進する。

(別紙)

一、我が国の医療提供体制の現状と課題

少子高齢化、医療技術の進歩、国民の意識の変化等を背景として、医療提供体制の効率性、競争が働きにくい医療提供体制、国民の安心できる医療の確保、情報基盤等の近代化・効率化等が課題となっている。

二、我が国医療の目指すべき姿
(将来像のイメージ)

患者の選択の尊重と情報提供
患者の視点の尊重と自己責任

患者への治療方針や治療方法の選択肢の説明、患者と医師等との信頼関係の醸成が進む
患者は自覚と責任をもって医療に参加する

情報提供のための環境整備
医療機関相互の比較が客観的に可能となる

最新の標準的診療ガイドラインが

情 報

提供される。
質の高い効率的な医療提供体制
質の高い効率的な医療提供体制
情報開示と患者の選択を通じて病
院病床の機能分化・集約化が進む
急性期病床における平均在院日数
の短縮化が進み、病床数の一定数へ
の収れんが進む。また、リハビリ
テーションや長期療養など急性期以
外の患者の状態に心じた病床への機
能分化が進む
診療所等は、他の病院との連携の
下、患者に密接な医療の提供拠点と
なる等
医療の質の向上
臨床研修等の充実による医師・歯
科医師の資質向上が図られる
「根拠に基づく医療」(EBM)
が普及するとともに医療における標
準化等が進む等
国民の安心のための基盤づくり
二次医療圏で通常必要な医療需要
が充足される
小児救急医療の確保等の救急医療
の充実、医療安全対策の進展、医療
機関のネットワーク化による遠隔診
療等が進む
三、当面すすめるべき施策
根拠に基づく医療の推進
根拠に基づく医療(Evidence-based
Medicine: EBM)を実施するた
め、質の高い最新医学情報を医療従
事者や患者に提供するデータベース
の整備(平成十四年度より逐次実施)
EBMの考え方に基づいた診療カ
イドラインについて学会による作成
を支援優先順位の高い一〇疾患につ
いて平成十三年度中に完成。さらに優
先順位に基づき順次作成を支援)
医療のIT化の推進
診療情報の用語、コード、様式な
どの標準化を完成(平成十五年度)
インターネットを活用したオンラ
イン請求等レセプトのペーパーレス
化の検討(平成十四年度)等
医療を担う適切な人材の育成・確保
臨床研修の必修化に向け、研修目
標や研修プログラムなど臨床研修の
具体的な在り方について検討すると
ともに、研修医と研修病院の広域で
のマッチング方式等について検討
し、平成十五年度までに結論を得る
広告規制の緩和
客観的で検証可能な事項につい
て、広告規制の更なる緩和を検討
し、医療機関が広告可能な事項の拡
充を図る(平成十三年度)
医療経営の近代化・効率化
医療機関の経営情報開示の在り
方、医療法人における組織、運営な
ど医療経営の近代化・効率化方を
検討するため、検討会を設置する
(平成十三年度)
医療安全対策の総合的推進
今後の我が国の中長期的かつ体系
的な医療安全のブランドデザインを
策定(平成十四年度)等
小児救急医療対策の推進
小児救急患者を二次医療圏の範囲
を超え広域で受け入れる「小児救急
拠点病院」を新たに整備。また、在
宅当番医制における小児の初期救急
対応のモデル的取組を推進(平成十
四年度)

都道府県別市町村数(平成13年10月1日現在)

都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計
北海道	154	24	178	34	212	富山県	18	8	26	9	35	岡山県	56	12	68	10	78
青森県	34	25	59	8	67	石川県	27	6	33	8	41	広島県	67	6	73	13	86
岩手県	30	16	46	13	59	福井県	22	6	28	7	35	山口県	37	5	42	14	56
宮城県	59	2	61	10	71	長野県	36	67	103	17	120	徳島県	38	8	46	4	50
秋田県	50	10	60	9	69	岐阜県	55	30	85	14	99	香川県	38	0	38	5	43
山形県	27	4	31	13	44	静岡県	49	4	53	21	74	愛媛県	44	14	58	12	70
福島県	52	28	80	10	90	愛知県	47	10	57	31	88	高知県	25	19	44	9	53
茨城県	46	17	63	21	84	三重県	47	9	56	13	69	福岡県	65	8	73	24	97
栃木県	35	2	37	12	49	滋賀県	41	1	42	8	50	佐賀県	37	5	42	7	49
群馬県	33	26	59	11	70	京都府	31	1	32	12	44	長崎県	70	1	71	8	79
埼玉県	39	10	49	41	90	大阪府	10	1	11	33	44	熊本県	63	20	83	11	94
千葉県	43	5	48	32	80	兵庫県	66	0	66	22	88	大分県	36	11	47	11	58
東京都	5	8	13	26	39	奈良県	20	17	37	10	47	宮崎県	28	7	35	9	44
神奈川県	17	1	18	19	37	和歌山県	36	7	43	7	50	鹿児島県	73	9	82	14	96
山梨県	37	20	57	7	64	鳥取県	31	4	35	4	39	沖縄県	16	27	43	10	53
新潟県	56	35	91	20	111	島根県	41	10	51	8	59	合 計	1,987	566	2,553	671	3,224

平成13年10月1日現在の市町村数は、3,224のうち町村は2,553(町=1,987、村=566)となっている。
平成13年4月1日以降の変更は、埼玉県 川里村 川里町(5月1日町制施行)、滋賀県 栗東町 栗東市(10月1日市制施行)である。

全国町村長大会は11月28日

正午からNHKホールで

全国町村会は9月20日の理事会(都道府県町村会長会議)で、11月28日正午に東京・渋谷のNHKホールで「全国町村長大会」を開くことを決定した。

この大会は、地方自治に関する国の施策ならびに当面する諸問題等について、町村長の総意を結集して決議、要望、宣言を決定し、大会終了後は目的達成のための実行運動を行う。

参加者は2,553の町村長をはじめ各都道府県町村会事務局長等関係者約3,000人。来賓に内閣総理大臣、衆参両院議長、総務大臣はじめ関係大臣、全国会議員等に出席を要請する。

同大会の開催要綱は次のとおり。

全国町村長大会開催要綱

1. 名称 = 全国町村長大会
2. 目的 = 町村長の総意を結集し、21世紀を国民一人ひとりが、ゆとりと豊かさを実感できる時代とし、住民にもっとも身近な基礎的自治体として一層重要となる役割を果たすため、地方分権の確立と町村行財政基盤の強化を図り、活力と魅力ある地域社会の実現を期する。
3. 日時 = 平成13年11月28日(水)
開会 正午
4. 会場 = NHKホール
東京都渋谷区神南2 2 1
電話03(3465)1111(代表)
5. 出席者 = 全国の町村長、都道府県および郡(地区)町村会の事務局長等
6. 順序
開会
国歌斉唱
全国町村会長あいさつ
来賓あいさつ
議長団選出
議事 = 決議、要望、宣言、実行運動方法協議
閉会
7. 来賓祝辞要請者 = 内閣総理大臣、衆参両院議長、総務大臣および関係各省大臣、全国町村議会議長会長

政 策

解 説

平成14年度

文 部 科 学 省

予算概算要求重点施策

学力向上や体験活動に力点

概算要求額6兆7018億円

文部科学省の平成十四年度予算概算要求は、一般会計で前年度比一・九%増の六兆七〇一八億一九〇〇万円となった。このうち人材育成・教育など重点七分野が対象の「構造改革特別要求」は、二〇一三億九三〇〇万円。

この要求枠を中心に、十四年度からの新学習指導要領開始で高まる学力低下の懸念に配慮した学力向上対策、学校週五日制の完全実施などに対応した社会奉仕・体験活動の推進、大阪での児童殺傷事件を受けた安全な学校づくりなどに力点を置いた新規施策を計上した。また、概算要求基準で特殊法人向けの支出が一割カットとされたことを受け、「日本私立学校振興・共済事業団」や「日本育英会」など所管法人への支出を削減する一方で、私立大に国が直接配る特別補助金を創設するなどの方策を講じ、私学助成など事業全体では増額要求を確保した。

学力向上へ習熟度別指導 推進

学力向上対策は、学習内容を三割程度減らした新しい指導要領のスタートを前に学力低下を心配する声が高まっていることに配慮、同要領の掲げる基礎学力の定着と「生きる力」の育成を着実に実現することが狙いだ。

最大の目玉は、全国の小中学校一、〇〇〇校程度を「学力向上フロンティアスクール」に指定し、児童・生徒の習熟度や個性に応じた指導の在り方を研究する事業。七億円を計上した。有識者や教材会社の協力も得て、学習指導要領の範囲を超えた発展的な学習と理解の遅れている子ども向けの補充的学習のそれぞれに適した指導法と教材開発に取り組

む。小学校の理科や算数などで教科担任制も試行し、効果的な導入方法を探る。地域ごとに研究協議会を設け、成果を指定校以外にも広げる。

“科学高校”なども創設

このほかに、スーパーサイエンスハイスクールなどを創設する。同スクールは生徒の「科学離れ」や「理科離れ」に歯止めを掛け、科学者の育成につなげることが目的。学習指導要領に縛られない教育を試みることでできる研究開発学校制度を活用し、理科や数学を重点的に教える高校などを全国で約二〇校指定する。トップクラスの研究者や大学教授の授業を受けられるようにするとともに、科学への関心や独創性などを高めるカリキュラムや指導法を開発する。

スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール構想では、全国の公立高校などの中から約二〇校を選び、三年間研究指定する。事業費は一億円。英語の授業時間を大幅に増やし、英語以外の教科も英語で授業を行う機会を設け、英語力の向上を目指す。

多様な活動機会提供

概算要求の二つ目の柱が、奉仕・体験活動の推進。学校週五日制の完全実施や、教育改革国民会議の提言を受けた学校、社会両教育法の改正に対応し、仕事と子育ての両立支援も充実する。

具体的には、青少年らがさまざまな活動に取り組める環境の構築に向け、推進体制を全国的に整備する。都道府県と市町村には、活動の場の開拓や情報提供、指導者の紹介、希望者と受け入れ先の調整などを行う支援センターを設置。国には、種々の奉仕・体験活動に関する情報を登録したデータベースを整備し、県域を越えた調整や活動への助言を行う総合推進センターを設ける。

学校教育における活動の充実では、小中高校など一〇〇〇校を推進校に指定し、児童・生徒の発達段階や地域の特性を生かした体験活動を進める。実践状況や効果を報告し合う協議会の開催や事例集の作成などを通じ、全国に事業の成果を普及する。学生や社会人に活動の場を提供するとともに、学校週五日制に対応して子どもの活動拠点づくりを進める子

政 策

ども放課後・週末活動等支援事業も盛り込んだ。モデル市町村が、学校の空き教室や公民館などに子どもたちが安全に遊び、学べるスペースを設けたり、地元企業や民間非営利団体と連携した環境学習などを行う。

子育ての節目に学習講座

出産前から思春期までの子育ての節目に心じた学習講座の開講などきめ細かな子育て支援を進めるため、一〇億五、三〇〇万円を計上した。講座は、妊娠期、小学校への就学時など思春期の三種類、妊婦とその夫を対象とする講座は、十四年度から全国の市町村で新たに実施。子育て不安の解消や児童虐待の予防を目的としている。「両親学級」の機会に、臨床心理士ら専門家が同学級ではあまり教えない親としての心構えや乳幼児との接し方などをアドバイスする。

就学時健診などに訪れる母親向けの講座は今年度から全国二万カ所の小学校区単位で開講しており、十四年度も継続。思春期の子どもに関する親向けの講座は今年度から各都道府県で二カ所ずつモデル的に始めたが、地域数を大幅に増やし、全市町村で実施する。

このほか、個別の子育て相談体制を充実するため、臨床心理士らに「家庭教育アドバイザー」を委嘱し、地域の子育てサークルなどに派遣する事業を一八カ所の市町村で開始する。同省はある程度子育て経験を積んだ地域の先輩ママに新米の母親の相談に応じる子育てサポーターを

依頼しているが、アドバイザーはサポーターの経験や知識では対応し切れないケースに応じる。

安全管理と心の教育充実

安全な学校づくりと、問題行動の増加などに対応した児童・生徒の心の教育にも力点を置いた。学校の安全管理の強化では、ハード面での対応として、公立学校施設整備補助金制度を改正。施設改修費用の三分の一を国が負担する対象に、職員室を校門や校内全体を見渡しやすい場所に移したり、特別教室を一階に持つてくるのに必要な改装を行ったりするケースなどを加える。国立や私立の学校にも、同様の対応を取る。ソフト面では、住民との連携を重視した安全確保に取り組むモデル地域を全国に設けて実践研究を行うほか、事件や事故によって子どもが受けた心的外傷後ストレス障害（PTSD）への対応を示した保護者向けのパンフレットを作成し、幼・小・中・高に配る。学校の安全管理に関する先進事例や危機管理マニュアルも作る。

一方、十二年度に全国の公立小中学校から報告された校内暴力が過去最多を更新するなど問題行動をめぐる状況はますます深刻になり、少年による凶悪犯罪も続発している。このため同省は、心の教育を充実。スクールカウンセラーを配置する公立中学校などを、今年度より一七五〇校多い五五〇〇校分要求した。また、全国一二〇地域で、学校や教育委員会、児童相談所、保護司、精神

科医、警察など関係機関から成るサポートチームをつくり、問題行動の予防や対応に効果的な連携策を探る。

研究分野ごとに「トップ三〇」育成

高等教育局関係では、遠山敦子文科相が六月に打ち出した大学構造改革の方針を受け、「トップ三〇」を育成。全国の国公私立大学から研究分野ごとに国際競争力のある大学を選び、世界水準の大学をつくるため、二二一億円を計上した。十四年度は人文、社会、自然科学を通じて五分野程度の中からそれぞれ選定し、各専攻に一五億円程度の研究費を重点配分する。

私立大学の経常費補助では、先端的な学術研究などに取り組む大学に国が直接資金を配分する。私立大学教育研究高度化推進特別補助を創設。育英奨学金は、無利子貸与を一六、〇〇〇人減の四〇万六、〇〇〇人にする一方、有利子分を六万一、〇〇〇人増の三九万二、〇〇〇人とし、事業全体では増員を要求した。

芸術文化振興へ「新世紀アーツプラン」

文化庁は、これまでの芸術文化振興策を再編・拡充し、新規事業を盛り込んだ「文化芸術創造プラン（新世紀アーツプラン）」に二〇〇億円を計上した。トップレベルの芸術団体への重点支援や新進芸術家の育成、子どもの文化芸術体験活動の推進の三点が柱。

トップレベルの団体支援では、オーケストラやオペラに加えて能楽などの伝統芸能や映画製作なども助成対象とするほか、既存事業では対応できない国際的な要請の強い事業への機動的な支援などを実施。新進芸術家の育成では、オーケストラなど各分野でトップクラスの指導者を海外から招へいして指導や助言に当たってもらうほか、発表機会に恵まれない優秀な若手に公立文化会館など発表の場を提供する。子どもの文化芸術体験活動の推進は、本物の文化芸術にじかに触れ、創造的な活動に参加することで、豊かな感性をはぐくむのが狙い。全国で、子どもたちが年間を通じてさまざまな体験に取り組みめるプログラムをつくり、実施する。

年間三万人にキャリアアップ講座

社会人や失業者のキャリアアップも支援する。全国の大学や専修学校、地域の生涯学習センターなどで職業能力を磨ける講座を設置。高等教育機関や産業界などが連携して二五〇講座を創設する予定で、年間三万人が受講できる体制を整える。外部講師の人件費やカリキュラム教材開発費など五億八〇〇〇万円を計上した。

複数運動部の課題など研究

スポーツ関係では、少子化などの影響で中学、高校の運動部活動が一校だけではままなくなっている状況を踏まえ、複数の学校合同の運

政 策

動部活動を推進。市町村ごとに実践協議会を設置し、練習頻度、各学校間の距離と活動との兼ね合いといった課題の解決策を探る。

子どもの食生活の改善策も探る。教員や学校栄養職員が、偏った食生活による肥満、食物アレルギーなど児童生徒の健康状態に応じて指導できるよう事例集を作成。症状別に適切な対応を紹介する。

震災軽減プロジェクトを推進

科学技術関係では、ライフサイエンス、IT、都市再生などの分野に力を入れた。都市再生では、大都市圏でマグニチュード七クラスの大地震が起こった際の被害を半減させることを目的に大都市大震災軽減化特別プロジェクトを行う。主に関東平野南部を対象に大都市圏の地殻構造を調べて地震動を予測するほか、実大三次元震動破壊実験施設を活用した震動破壊実験のシミュレーションシステムを開発する。災害対応戦略として、震災時の建物崩壊や交通、人の行動などをコンピュータ予測し、被害を食い止める方法を探るほか、被災者を探索するレスキューロボットを研究。五年間の研究後に地震防災対策標準ガイドラインを策定する。

地域の産学官連携を推進

大学を核とした産学官連携も推進する。大学内の共同研究センターを拠点として、三年程度後にベン

チャー企業化が期待できる研究を行っている研究者に助成。この成果を基に、技術移転機関などの支援を得て、大学発のベンチャー企業創出を目指す。民間企業や大学外の個人に対しては有望な提案を公募、大学の研究者らのアドバイスを受けて独創的なアイデアをベンチャーにつなげられるようにする。

このほか、知的クラスター創生事業を行う。今年度中に産学官で有望な研究を行っている国内三〇地域を対象に可能性調査を実施。十四年度は将来有望な地域を選び、研究委託の主体である都道府県に重点補助する。大学内の共同研究センターで産学官研究を行うほか、有望技術を見いだす能力がある企業人や特許アドバイザーなどを配置。大学での高度な研究を製品化につなげ、知識と産業を累積させた「日本版シリコンバレー」を目指す。

高速ネットへの切り替え促進

教育のIT化では、十四年度から四年計画で、公立小中高校で光ファイバーなど高速回線への切り替えを進める。指定地域内の学校を教育用イントラネットでつなぐもので、拠点となる教育センターなどにネットワークサーバーを設置。有害情報を選別するソフトや学校のネットワーク管理を行う設備なども整える。十七年度までに二七〇地域、二万七〇〇〇校の整備経費を補助する。

(時事通信社 阿萬英之)

21世紀の火葬炉

発明協会賞受賞 科学技術庁長官賞受賞



北海道 弟子屈町斎場

富士建設工業(株)

本社：新潟市 ☎(代表) 025 (255) 4161

随 想

量入制出

享保の改革に学ぶ



兵 庫 県
津名郡一宮町長
上 田 弘

八代將軍吉宗の時代、当時は今の様に近代的な金融資本の社会ではなく、未成熟な農業経済社会であったが好況、不況は存在していた。

元祿の好景気から享保の不景気へと米の値段は下落を続けたが、当時は侍の給料がすべて米で支払われていました。米が下落すれば侍の生活は困窮する。吉宗は米公方と呼ばれる程米価の上昇に努力したのでありますが、残念ながら米の値段はすべて、「市場」の中で需要と供給のバランスで決められる事を知らず、米相場を操る一部の米問題を儲けさせるだけで、侍も町民も苦しい生活を強いられ結局失敗に終わりました。吉宗は倭約の励行や五公五民のきびしい税制、新田の開墾、養生所の開設など、幕藩体制のたて直しを図りま

したが、矛盾は体制そのものの中にあつてその解決なくして改革の成功はあり得なかつたと言える。

その時、吉宗の経済顧問であつた細井平洲が数々の経済政策を実施する中で、「入るを量り、出るを制す」の名言を残した。今日に至るまで家訓や社訓として語りつがれてきた言葉である。平洲は「家でも国でも、その費用はいつも決まつた通りにはならない。手元不如意の時は倭約の政治を心がけ出費を減らすこと。欲しいものを買ううのではなく必要なものだけ求めることだ」と言つた。

この財政運営の指針とも言うべき教訓は、紆余曲折に怯ることなく、後々まで幕藩財政の運営堅持に活かされた。

こう記述されている。目を転じて現代をみますと、昔

と今の社会構造は大きく異なり、人間生活は著しく進歩した。行政も然りである。幕府は今の内閣に相当する。徳川時代に制定された幕藩政治、そして、明治から平成の今日に至る百数十年にわたり続けられてきた中央主導型政治、いわば中央集権、昔と今の政治手法に隔たりはあるものの、行財政を中心に地方から中央、つまり国への依存度は薄れることなく行政需要が満たされる反面、財政出動が重なり、財政の硬直化を防ぐ手段の選択が求められているのである。

一方では昨年四月に地方分権一括法が施行され、いよいよ地方の時代、本番に入りました。地方の自主、自立を図り、個性豊かな地域社会をつくるための画期的な施策です。国と地方上下の関係から対等の関係へ、国の指導による受け身の行政から住民本位の能動的行政へ、等々、民主政治の原点である主権在民の体制へ移行しようとするものです。

今までは、国の方針にさえ従えば良かった。依存体質から、住民自らが創意し、汗を流し、責任を持つ、いわゆる自ら治める自治体にならなければならぬのです。このため、市町村へ権限移譲される事務量が相当件数に上り、税財

源の不透明な点が気がかりなところ です。

それにしても急速に進む少子高齢化、国際社会の到来、住民の価値観の多様化、情報化の進展と言つた社会経済の変化は、国、地方を問わず大きく関わりをもつことになり、将来展望に立つた施策の推進こそ二十一世紀の幕開きとなりましょう。

いまこそ子孫に悔いを残さない、郷土の建設に知恵と工夫を凝らし、住民参加の総行進を続けたいものです。

自治体財政は年々緊迫してきており財政たて直しに期限の余裕はなく、「細井平洲の名言」から教わる欲しいものを買うのではなく、住民が望み、必要とする施策の展開が肝要で、これであつてこそ行財政運営の効率化、健全化はもとより痛みの伴つた財政のたて直しにも住民の理解、協力が得られ許されるものとなりましょう。

複雑な国際経済社会の今の世の中、若し平洲が生きていたらやはり「欲しいものと、必要なものはつきり見極めてから買いなさい」と言つに違いない。

「量入制出・享保の改革に学ぶところ多し。行政の進め役として肝に銘じ、研鑽を重ねるのみである。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

「学校給食実施状況等調査」の結果まとまる

文部科学省

文部科学省は、九月十日、二〇〇〇年五月一日現在の「学校給食実施状況等調査」の結果を発表した。

それによると、学校別の完全給食実施率が最も高いのは、小学校で九五・八％、中学校で七一・〇％、特殊教育諸学校で八一・三％になっている。都道府県別完全給食実施状況をみると実施率一〇〇％は、小学校で二一都府県、中学校で三一道県となっている。

完全給食実施校のうち米飯給食を導入している小学校は、二二、九五校で実施率（完全給食実施校に対する米飯給食実施校の割合）は、九二・二％、中学校では、七、九〇五校で九九・三％、特殊教育諸学校は、八〇二校で九九・五％となっている。米飯給食を実施している学校における平均実施回数は、小・中学校で週当たり二・八回、月当たり一一・〇回となっている。

また、完全給食や補食給食を実施している小・中学校における外部委託の業務についてみると、最も多いのが「運搬」で三一・八％、次いで、「ポイラー管理」一四・六％、「食器洗浄」一〇・八％、「調理業務」一〇・三％、「物資購入・管理」八・七％、「その他の業務」二・四％となっている。調理業務でも外部委託が一〇％を超えるなど合理化が進められている。

固定資産評価研究大会 開催

去る十月一日（二日）、資産評価システム研究センターが主催する、第五回固定資産評価研究大会が都市センターホテルで開催された。

これは、平成九年から、固定資産の評価に当たる地方自治体の職員、不動産税制等に関する学者の方々を対象に、固定資産制度の抱える諸課題について、幅広い意見交換や議論が交わされる場として開かれているもので、本年の参加者は約六六〇名。

例年では、初日はパネルディスカッションを、二日目は土地評価、家屋評価、情報開示等にテーマを分けての分科会と特別講演が行われており、本年はパネルディスカッションの時間を二〇〇分に拡大したことや、特別講演で田中啓一・資産評価政策学会副会長に、学問的な立場で講演いただくなどの新しい試みも取り入れたものとなった。

また、当日配布された「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会」における主な検討事項についてによると、固定資産税台帳の縦覧制度について、自己の資産に関する部分に限定されている現状を改め、他の土地や家屋の評価額と比較できるようにすることとしており、また、納税義務者が固定資産評価額を周辺の評価額と比較できるようにすることにについて七五・二％が賛成しているという国政モニターの結果も併せて配布された。

平成十四年産畑作物価格決まる

麦、大豆、甘味資源

九月二十七日、農林水産省は、平成十四年産畑作物六品目の価格・関連対策を以下の通り決定した。

十三、十四年産小麦（銘柄区分）
1等、六〇kg）の政府買入価格は一三・一円引き下げられ、八、六九三円となった。麦作経営安定資金（民間流通麦に対する交付金）は六、三九六円で四四円引き下げられたが、民間流通定着・品質向上支援対策等助成金の引き上げにより、六、六二〇円の交付水準が確保された。

十四年産大豆についても、交付金単価が六〇kg当たり八、二八〇円で四〇円の引き下げとなったが、良質大豆の安定生産の緊急的な推進対策四〇円の創設、農業経営基盤強化特別対策一八〇円の継続により、八、五〇〇円の交付水準が確保された。

甘味資源のトン当たり基準価格はテンサイが最低生産者価格一六、九三〇円、サトウキビが最低生産者価格二〇、三三〇円、でんぷん原料用パレイシヨが原料基準価格一三、八四〇円、でんぷん原料用カシヨが取引指導価格三一、三一〇円に引き下げられた。しかし、農業経営基盤強化特別対策の増額により、いずれも、生産者実質手取額は二〇円増額となる。

また、サトウキビの糖度別価格体系を六年間で見直す。パレイシヨの作付面積の減少に対応するため「生産安定化緊急対策」を創設し、作付拡大面積分に交付する。等の対策も決定された。

都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

くつろぎを最優先にこだわった客室

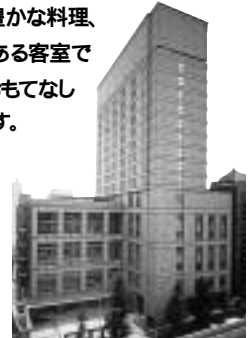
(室料)
シングル 131室 8,500円より
ツイン 18室 16,000円より
 8~16F (2名)

客室は広めでシングル18㎡(羽毛寝具により心地よい睡眠に配慮いたしております。すべての客室は快適な7階以上の上層階に配され、リラックスしていただくための静かな空間を作り上げました。



シングル

官庁街に近く、最適なロケーションを誇る 全国町村会館。
 一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による上質なサービスと、味わい豊かな料理、ゆとりのある客室で皆様をおもてなしいたします。



東京での週末・祝日のご利用に特別サービス

特別サービスとして

1 宿泊料金を最大20%割引いたします。

(各行事の際に、町村より一括してご宿泊をお申し込みいただいた場合は、すべて会員の特別料金を適用いたします。)

2 地元よりの特産品など、持ち込みは自由です。ご希望により調理もいたします。

ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、洋食・和食のいずれもご用意いたします。



ホール

- 在京出身者の集いなど 町村主催の各種行事
- 自治大学校などの交友会
- 職員旅行・家族旅行
- 小・中学校の東京での行事参加

東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊<特別料金> (室料)

シングルA 6,800円 (通常料金 8,500円)

ツインA 12,800円 (通常料金16,000円)

金曜のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

東京観光地へのアクセスガイド

- 東京ディズニーランド / 地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草 / 地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー / 地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 後楽園遊園地 / 地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- 東京都庁展望室 / 地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分



交通の便利なロケーションで、多勢の人にお集りいただくパーティーなどに最適です。また大小4つのホール・会議室があり、幅広い用途にお使いいただけます



[交通案内]
 有楽町線・半蔵門線・南北線
 「永田町駅」3番出口徒歩1分
 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
 タクシー 東京駅から約20分

[宿泊利用助成契約市町村職員共済組合等一覧] 北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・鳥根県市町村職員年金省連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

ご予約・お問い合わせは **全国町村会館**

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号